

(衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出の制限額)

北海道選挙管理委員会告示第41号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出の制限額は、次のとおりである。

令和6年10月15日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚 正 寛

北海道第1区	25,923,600	円
北海道第2区	25,998,200	円
北海道第3区	26,019,300	円
北海道第4区	25,130,900	円
北海道第5区	25,562,700	円
北海道第6区	27,305,700	円
北海道第7区	24,921,000	円
北海道第8区	26,465,900	円
北海道第9区	26,802,500	円
北海道第10区	25,313,800	円
北海道第11区	25,443,400	円
北海道第12区	25,383,900	円